

元経営第1726号
令和元年11月14日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の
徹底及び農業保険の対応について

気象庁発表の暴風雪と高波に関する全般気象情報(令和元年11月13日)によると、11月14日から15日にかけて、低気圧が日本海北部から間宮海峡を急速に発達しながら北上し、14日から16日頃にかけて北日本では冬型の気圧配置が強まる見込みとなっており、北日本では、14日夜から16日頃にかけて、日本海側を中心に暴風雪、大雪となる見込みとなっています。

また、湿った雪による電線等への着雪、なだれ、雷や竜巻などの激しい突風、降ひょう等を伴うこともあることから、今後とも気象庁が発表する最新の台風情報等に注意し厳重な警戒が必要です。

今後、本格的な降積雪期を迎えるに当たり、積雪及び寒害に対して適切な備えを行い、油断なく警戒することが重要です。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年11月13日付け元生産第1228号及び元政統第1211号農林水産省生産局農業環境対策課長及び政策統括官付穀物課長通知）が発出されました。内容は、農業経営者ごとに、どのような対策を採るべきかが整理されたものであり、農業経営収入保険の被保険者が農業収入の確保を図る上で重要なものと考えています。

つきましては、貴職におかれましては、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えて周知されるようお願いいたします。

元経営第1726号
令和元年11月14日

都道府県主務部長 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の
徹底及び農業保険の対応について

気象庁発表の暴風雪と高波に関する全般気象情報(令和元年11月13日)によると、11月14日から15日にかけて、低気圧が日本海北部から間宮海峡を急速に発達しながら北上し、14日から16日頃にかけて北日本では冬型の気圧配置が強まる見込みとなっており、北日本では、14日夜から16日頃にかけて、日本海側を中心に暴風雪、大雪となる見込みとなっています。

また、湿った雪による電線等への着雪、なだれ、雷や竜巻などの激しい突風、降ひょう等を伴うこともあることから、今後とも気象庁が発表する最新の台風情報等に注意し厳重な警戒が必要です。

今後、本格的な降積雪期を迎えるに当たり、積雪及び寒害に対して適切な備えを行い、油断なく警戒することが重要です。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年11月13日付け元生産第1228号及び元政統第1211号農林水産省生産局農業環境対策課長及び政策統括官付穀物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、貴管内の農業共済組合に対して、機会を捉えて組合員へ周知するよう指導をお願いします。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、融雪対策、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合が、JA等と連携しつつ組合員に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

元経営第1726号
令和元年11月14日

農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の
徹底及び農業保険の対応について

気象庁発表の暴風雪と高波に関する全般気象情報(令和元年11月13日)によると、11月14日から15日にかけて、低気圧が日本海北部から間宮海峡を急速に発達しながら北上し、14日から16日頃にかけて北日本では冬型の気圧配置が強まる見込みとなっており、北日本では、14日夜から16日頃にかけて、日本海側を中心に暴風雪、大雪となる見込みとなっている。

また、湿った雪による電線等への着雪、なだれ、雷や竜巻などの激しい突風、降ひょう等を伴うこともあることから、今後とも気象庁が発表する最新の台風情報等に注意し厳重な警戒が必要である。

今後、本格的な降積雪期を迎えるに当たり、積雪及び寒害に対して適切な備えを行い、油断なく警戒することが重要である。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「積雪（暴風雪）及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年11月13日付け元生産第1228号及び元政統第1211号農林水産省生産局農業環境対策課長及び政策統括官付穀物課長通知）が発出されたので、貴職におかれては、貴管内の農業共済組合等に対して、機会を捉えて組合員等へ周知するよう指導をお願いする。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、融雪対策、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等がJA等と連携しつつ、組合員等に対し周知するよう指導をお願いする。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いする。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴道県主務部長宛て通知したので、御了知願いたい。